

イベント開催に当たっての留意点について

1 催物の開催制限の目安等

【令和3年8月20日～令和3年9月30日】

- 人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は、人数上限5,000人、かつ、十分な人と人との距離（1m）を確保することを要請
- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない催物については、中止を含めて慎重に検討することを要請
- 催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断することを要請
- 催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底することを要請

2 営業時間短縮等の要請

- 21時までの営業時間短縮を要請
※オンライン配信の場合は、営業時間短縮は不要

3 大規模イベント開催に係る事前相談

- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、国が示すフローチャート・チェックリストに基づいて、開催の2週間前までに開催要件や感染防止対策等について県対策本部事務局との事前相談を必ず行うよう要請
〔県HP〕 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/daikiboibennto.html>

【問い合わせ先】 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（災害対策課）

電話：078-362-9833

FAX：078-362-9912

Eメール：saitai@pref.hyogo.lg.jp